

広島県警察本部公告第 210 号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定によって公告する。

平成 26 年 7 月 31 日

広島県警察本部長 井 口 齊

1 調達内容

(1) 借入物品及び数量

広島県指紋情報管理システム 1 式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで

（地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

月額賃貸借料で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成 23 年広島県告示第 740 号（平成 24 年から平成 26 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「02A レンタル・リース」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件借入の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記 2 (2) の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成 26 年 7 月 31 日（木）から平成 26 年 8 月 18 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館 1 階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部会計課用度第一係（広島県庁舎東館 15 階）

イ 交付期間

平成 26 年 7 月 31 日（木）から平成 26 年 8 月 18 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 26 年 8 月 18 日（月） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定

する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成26年8月25日(月)までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成26年9月11日(木) 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月12日(金) 午後2時

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館 広島県警察本部13階会議室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札，入札に際しての注意事項に違反した入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約における特約事項

平成 27 年度以降において，当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は，県は契約を解除することができるものとする。

(8) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部会計課用度第一係（広島県庁舎東館 15 階）

電話（082）228-0110（内線 2257） ファクシミリ（082）221-9450

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: The Hiroshima version fingerprint Information Management system 1 set

(2) Term of the Contract : From January 1, 2015 through December 31, 2019 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

(3) Fulfillment place : 9-42, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8507, Japan

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17:00, August 18, 2014

(5) Time-limit for tender : 17:00, September 11, 2014

(6) Contact point for the notice : Finance Division, General Affairs Department, Hiroshima Prefectural Police Headquarters 9-42, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8507, Japan TEL 082-228-0110 (Ext. 2257)